令和4年5月定例会　議決結果（令和4年6月21日議決分）

議案等番号		件名	自由民主党																			会派民主								公明党			無所属				賛成者数	反対者数	表決者数	議決結果	表決方法
			語堂議員	常田議員	川部議員	松田議員	鹿島議員	山口議員	安田議員	中島議員	福田議員	藤縄議員	斉木議員	浜崎議員	西川議員	浜田一議員	内田博議員	広谷議員	内田隆議員	野坂議員	島谷議員	坂野議員	西村議員	森議員	尾崎議員	浜田妙議員	興治議員	伊藤議員	福間議員	濵辺議員	澤議員	銀杏議員	山川議員	福浜議員	由田議員	市谷議員					
【議案】			議案に対する賛否																																						
知事提案	第2号	令和4年度鳥取県一般会計補正予算（第2号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	×	31	1	32	可決	起立
	第3号	令和4年度鳥取県営病院事業会計補正予算（第1号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○	32	0	32	可決	起立
	第4号	鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○	32	0	32	可決	起立
	第5号	鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○	32	0	32	可決	起立
	第6号	鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	×	31	1	32	可決	起立
	第7号	財産を無償で貸し付けること（鳥取砂丘こどもの国キャンプ場用地及び施設）について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	×	31	1	32	可決	起立
	第8号	特定希少野生動植物の種の指定及び解除について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○	32	0	32	可決	起立
	第9号	鳥取県人事委員会委員の選任について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	33	0	33	同意	起立
	第10号	鳥取県公安委員会委員の任命について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	33	0	33	同意	起立
	第11号	鳥取県収用委員会委員の任命について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	33	0	33	同意	起立
	第12号	鳥取県収用委員会予備委員の任命について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	33	0	33	同意	起立

議案等番号		件名		自由民主党																			会派民主								公明党			無所属				賛成者数	反対者数	表決者数	議決結果	表決方法
				語堂議員	常田議員	川部議員	松田議員	鹿島議員	山口議員	安田議員	中島議員	福田議員	藤縄議員	斉木議員	浜崎議員	西川議員	浜田一議員	内田博議員	広谷議員	内田隆議員	野坂議員	島谷議員	坂野議員	西村議員	森議員	尾崎議員	浜田妙議員	興治議員	伊藤議員	福間議員	濵辺議員	澤議員	銀杏議員	山川議員	福浜議員	由田議員	市谷議員					
議員提案	第1号	鉄道ネットワークの維持・確保を求める意見書		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	33	0	33	可決	起立
【請願・陳情】			委員長報告	委員長報告に対する賛否																																						
陳情	4年－11	国連常任理事国が有する拒否権に係る意見書の提出について （鳥取県議会から国（内閣総理大臣や外務省など）に対し、(1)国連における採決に関して、紛争当事国を除斥・排斥すべき旨(2)常任理事国の有する拒否権の制度は、日本を含む、常任理事国以外の主権国家にとって不平等であり、拒否権の制度廃止に向け国連での働きかけを強められたい旨、意見書の提出を求める。）	不採択	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	31	2	33	不採択	起立
	4年－12	SNSを活用した消費生活相談環境の構築について （消費生活相談について、SNSを活用した相談環境構築を執行部に求めること。）	不採択	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○	○	×	×	×	×	×	－	×	×	○	○	○	○	○	○	×	24	8	32	不採択	起立
	4年－13	国の「水田活用直接支払交付金」の見直しの白紙撤回を求める陳情 （鳥取県議会において国の「水田活用直接支払交付金」の見直しの撤回を決議し、国に意見書を送付すること。）	趣旨採択	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	32	1	33	趣旨採択	起立
	4年－14	ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書の採択について （鳥取県議会から国の関係機関に対し、2023年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう求める意見書を提出すること。 1　中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。 2　学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。 3　自治体で国の標準を下回る「学級編成基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。）	不採択	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○	○	×	×	×	×	×	－	×	×	○	○	○	×	○	○	×	23	9	32	不採択	起立
	4年－15	原油高・生活必需品の価格高騰等に係る意見書の提出について （政府・衆参両院議長等に対し、昨今の原料高、原油高、それに伴う生活必需品等の価格高騰に対する所要の対策を、速やかに実施すべきことを求める意見書の提出を求める。）	不採択	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○	○	×	×	×	×	×	－	×	×	○	○	○	○	○	○	×	24	8	32	不採択	起立

議案等番号		件名		自由民主党																		会派民主								公明党			無所属				賛成者数	反対者数	表決者数	議決結果	表決方法
				語堂議員	常田議員	川部議員	松田議員	鹿島議員	山口議員	安田議員	中島議員	福田議員	藤縄議員	斉木議員	浜崎議員	西川議員	浜田一議員	内田博議員	広谷議員	内田隆議員	野坂議員	島谷議員	坂野議員	西村議員	森議員	尾崎議員	浜田妙議員	興治議員	伊藤議員	福間議員	濵辺議員	澤議員	銀杏議員	山川議員	福浜議員	由田議員	市谷議員					
陳情	4年－16	羽田－鳥取路線の運航航空会社について （ANA（全日本空輸株式会社）が羽田－鳥取路線の運航サービスを独占販売していることは不当である。鳥取県議会はJAL（日本航空株式会社）やLCC（低予算型航空会社）など他航空会社に誘致をし、ANAに競争させること。）	不採択	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	25	8	33	不採択	起立

※議案等の詳細については、鳥取県議会ホームページ（県議会の動き／定例会・臨時会の概要）をご覧ください。

【凡例】

賛否欄	「○」賛成　「×」反対　「議」議長　「副」副議長が議長の職務を代理　「除」除斥　「欠」欠席　「－」議場に不在であり、表決しなかった議員 ※請願・陳情の賛否は、委員長報告に賛成であれば「○」、委員長報告に反対であれば「×」と記載しています。
議決結果欄	議案は、「可決」「修正議決」「同意」「承認」「認定」「否決」「継続審査」「撤回承認」等の区分により記載しています。 請願・陳情は、「採択」「趣旨採択」「一部採択」「一部趣旨採択」「研究留保」「不採択」「審議未了」の区分により記載しています。 ※「趣旨採択」とは、願意が妥当であって、実現の可能性がある程度認められるが、願意どおりに認められないものをいいます。 ※（措置済）と記載があるものは、国又は執行部等において措置済みのため願意が概ね実現されており、議会として重ねて措置を講じる必要がないことを理由とするものです。